

## 第4検討部会 会議録

|       |   |
|-------|---|
| 会議の名称 | 第17回 第4検討部会   |
| 開催日時  | 平成20年3月26日(水)18時29分から21時27分   |
| 開催場所  | 川口市職員会館 3階 会議室  |
| 出席者   | (部会長)三宅副委員長<br>(委員)碓委員、岩澤委員、小島委員、團野委員、塀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員   |
| 会議内容  | ・第4検討部会の条例案 - 全ての市民が参加する -<br>・第3回運営調整部会の開催結果について   |
| 会議資料  | ・第4検討部会・報告書の基本方針(部会長案)<br>・これまでの議論の要約   |
| 発言内容  | <p>第3回運営調整部会の開催結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門組織として(仮称)編集委員会を設置する。これは、調整部会の諮問機関として位置付けることとし、各部会から2名の合計10名によって組織する。</li> <li>・編集委員会の役割は、各部会から策定委員会(全体会)に向けて提出される条例に盛り込むべき項目を編集し、素々案を作成することとする。</li> <li>・なお、編集委員会では、議論を集中的に行うため、合宿形式(委員を丸1日拘束することなど。)で検討することも想定されている。</li> <li>・また、もう一つの専門組織として(仮称)広報・PIチームを設置する。調整部会の任意の組織として設置し、各部会から1名ずつの合計5名によって組織する。</li> <li>・チームの役割は、広報・PIのあり方や進め方を検討することである。企画立案は5名で検討するが、広報・PIの実行段階では、もっと人数を増やさなければならないと考えている。</li> <li>・この2つの専門組織については、4月10日に開催される策定委員会(全体会)までに人選する必要がある。これは次回に行うこととするが、人選は特に限定されていない。(以上、部会長)</li> </ul> <p>第4検討部会の条例案 - 全ての市民が参加する -</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長案は、第4検討部会のテーマに基づいて、どのような条例を目指すかのコンセプトを示すものである。そして、部会の具体的な提案は、このコンセプトの中に位置付けていきたい。</li> </ul> |

- ・コンセプトでは、基本的に「I 現在の川口市における課題」が何かを確認したいと思っている。
  - ・これまでの議論から「すべての市民が市政に参加すること」が重要であるとなったが、関心をもつ市民には参加をしやすくすること、無関心の市民には関心を持ってもらうことが、根幹的な課題であるということが見えてきた。
  - ・そして「自治基本条例の役割は何か」では、「条例により川口市民の川口を作る」ことを目的として、川口市政を市民に親しみやすくすることと、条例自体を親しみやすくすることを役割としたい。
- 
- ・これらのコンセプトを受けて、具体的な提案としては「川口市政を市民に親しみやすくする（条例に盛り込むべき様式）」と「条例自体を市民に親しみやすくする（条例で採用すべき形式）」を位置付けることができる。
  - ・「市政を市民に親しみやすくする」では、川口市の成り立ちなどを書くことによって、川口市民のアイデンティティを刺激していきたいと思っている。
  - ・さらに、市民と市役所との関係を明瞭にしたいと思っている。具体的には、市政への市民のアクセス手段の一覧を示して、どうやったら市政にアクセスできるかを明らかにすること、市の組織の構造、運営のあり方などを示すことである。
  - ・また、市民にとっては、「条例自体を市民に親しみやすくする」ことも重要だと思っている。市民が容易に概観できるようにするとともに、市民に分かりにくい技術的規定は除くということが求められるのではないかと考えている。
  - ・「容易に概観できるようにする」ということは、策定主体の独りよがりにならないためにも、条文の数を限定すること、条例に入れる内容を精選することなどである。
  - ・「市民に分かりにくい技術的規定は除く」ということは、行政の非専門家（市民）でも容易に理解できるように、分かりづらい目的規定や定義規定は設けないということで、敢えて今後議論の余地を残すことによって、市民参加を促すという意味合いを含んでいる。（以上、部会長）
- 
- ・提案にある「市政に参加する」よりも「自治に参加する」のほうがいいのではないかと。地域は自らが治めるという自治の考え方であれば、市民

が行政と関係のないところで行う活動（環境保護など）も入るため、表現としてより適切ではないか。

市民の間で行われる活動に条例は必要ない。自治基本条例は、市民と市民の関係を対象としているのではなく、市民と行政との関係を対象と（規定）するものである。従って、条例では必ず行政は関係してくるものであり、行政に影響を与えることが目的である。そのため「市政」という言葉を使っている。（部会長）

- ・ ということは、市民間の活動、例えば町会活動や環境保護活動などは自治基本条例の中に盛り込めないということなのか。

そうではない。コミュニティ関連施策や環境施策は、行政にとっても重要な取り組みである。従って、行政がコミュニティ活動や環境活動を行う市民と関係を持つ際に、自治基本条例が（市民と行政の関係について）何らかの影響を与えるということである。

具体的に言えば、これまでの議論で、ゴミ処理への市民の意識の低さ、議会の活動（報告）に対する市民の関心の低さ、町会活動への参加率の低下などを確認してきたが、こうした領域は行政の施策とも密接に関係しているため、市民活動の範疇に入るものであっても、自治基本条例の対象になると考えられる。（部会長）

- ・ それでは「これまでの議論の要約」と題した資料をもとに、これまで第4検討部会で出された意見、提案、課題などが、先ほど示した枠組み（I、  
、  
）にどう位置付くかを確認していきたい。（部会長）

〔部会長が「これまでの議論の要約」に記載されている個別の提案や意見などを、部会長案で示した各項目に全て当てはめた。〕

- ・ そこで、今回の検討部会で議論したい点がいくつかある。
- ・ 第1に、部会長案で示した枠組み自体がいいのかどうかである。他の部会では詳細な項目を出そうとしているが、私は基本的なコンセプトと具体的な内容との繋がりを明らかにし、様々な提案（項目）を叩いてどこに押し込むことができるのか、或いはできないのかなどの議論のほうが重要だと思っている。（この議論は逐条解説の内容になるものである。）
- ・ また、他の自治体と同じようなものを作っても、市民が市政に関心を示すとは思えない。

- ・従って、「細かいものを提案し、後は編集委員会で検討してください。」ではなく、我々の提案したコンセプトに基づいて、各項目案をしっかりと議論し、制度の羅列とならないような条例を作るという第4検討部会の姿勢を示したほうがいいのではないかと考えている。
  - ・例えば、自治を取り戻すなど、コンセプトに関わる部分については譲ることはできないが、個別の手続きについては妥協もあり得ると考えている。
  - ・第2に、町会等の位置付けについてである。NPOや町会の必要性は、以前に議論したが結論が出なかったため、NPOや町会に関する規定を条例に入れるのか、必要ないのかについて議論したい。
  - ・第3に、各委員それぞれに関心事を持っていると思うが、各自の視点から見た整理の仕方（I、 、 ）が妥当なのかどうか（別の整理の仕方があるのではないか）を議論したいと考えている。例えば、市内の地域間格差に関する指摘があったが、これを今の整理のどこに位置付けられるのか。これは川口のアイデンティティの問題なのか、それとも目標なのかということである。
  - ・第4に、市民参加の観点から考えて、これまでに指摘されていないもので、何か必要なものがあるのかどうかである。
  - ・第5に、条例の形式についてである。個人的な見解では、非専門家である市民が容易に概観できるようにするためには、内容を精選し条文の数を限定したほうが良いと思っている。例えば、昭和8年の市政施行に合わせて条文の数を8条にしようなどの、具体的な数字も全体会で提案してはどうかと思っている。
  - ・さらに、項（目）は設けるべきではないとも思っている。
- （以上、部会長）
- ・理念型条例に賛成であるが、具体的なこと（制度など）も入れるべきだと思っている。例えば、町会の加入率を上げるための具体的な方策は入れるべきだと思っているがどうか。  
「市民参加が重要である」というコンセプトを示さずに制度だけ議論しても、本当にその制度が望ましいかどうかは分からない。まずは、コンセプトの議論をするべきだと考えている。（部会長）

・理念のみの条例の中で、市民参加などを実現するための制度等をどのように担保していくのか。例えば、住民投票条例については、効力を持たせるため投票率の規定などが必要だと思うが、こうした点はどのように担保するのか。

自治基本条例は市政の基本的な部分を担うものである。従って、投票率などの技術的な規定は、個別条例に委任すればよいと考える。(部会長)

・条例の形式について、条文の数を決めておきたいとのことだが、自治基本条例も絶えず変えていく必要があると思っている。変化に柔軟に対応するためには、項や号を設ける必要があるのではないか。

かっちり決めたいから数条にしたいのではなく、あくまで分かりやすくするために条文の数を少なくしたいということである。(部会長)

・条例改正が必要となるのはどういうケースが考えられ、どのような手続きとなるのか。

技術的な規定や具体的な内容(制度)を入れれば、改正の必要性は出てくると思うが、理念的な条例であれば、改正が必要となるケースはそれほどないと考えられる。(部会長)

また、自治基本条例に「最高法規性」が謳われていたとしても、改正手続きが特別だということはない。基本的には、通常の条例の改正手続きと同様である。(部会長)

・条例が憲法や法律に抵触することはあるのか。

例えば、「町会に加入しない場合は罰金を課す」といった規定を設けたとすれば、(基本的人権の尊重など)何らかの法に違反するかもしれないが、基本的にはペナルティを市民に課さない限り憲法や法律に抵触はしないと考えられる。(部会長)

・利害関係者以外の人(市民)は市政に関心を持ちにくい。利害関係者ではない一般の市民が自治基本条例に関心を持ってくれるだろうか。

川口のアイデンティティの問題として条例を提示すれば、条例に関心を持ってもらえるのではないかと、惹いては市政への関心を向上させるきっかけになるのではないかとと思われる。(部会長)

・条例を読んだことがある市民はほとんどいないと思う。自治基本条例を

市民に読んでもらうにはどうすればいいのか。

市民が条例を読まないのは、既存の自治基本条例を含め、条例の多くに技術的な規定が多く、読みにくい(分かりづらい)からだと思われる。従って、技術的な規定は設けないなど、市民に読みやすい(分かりやすい)ものにすれば、市民に対して自治基本条例を読むように勧奨することができるのではないかと考えている。(部会長)

- ・ 条例の策定過程において、より多くの市民の参加を促せば、分かりやすい条例ができると思うがどうか。

策定過程に市民参加があることと、分かりやすい条例にすることは、直接関係がないので分けて議論したほうがいいだろう。(部会長)

- ・ 例えば、自治基本条例を小・中学校の教育カリキュラムに入れることができれば、子供を通じて多くの市民(大人)が関心を持つかもしれない。少なくとも、先行する自治基本条例は、子供が読める内容ではないと思っている。しかし、ご提案のように教育カリキュラム(地域学習など)に盛り込んで、試験などで出すといったアイディアは興味深い。従って、その観点からいっても、子供にも読むことができる(分かりやすい)条例とするべきだと思う。(部会長)

- ・ 小学生でも読める条例ということは、具体的にどうすればいいのか。個人的には、交通安全、災害、環境などのテーマが少しでも心に残ればいいと思っているがどうか。

川口市としての課題やアイデンティティを条文に盛り込めば、子供から大人まで幅広く関心を持って読んでもらえると思う。(部会長)

現在、小学校3年生、4年生向けの社会科の授業の中で、埼玉県と川口市の地域に関する学習が設定されている。子どもが自治基本条例に触れるとしたら、この“地域学習”が利用できるのではないか。(事務局)

- ・ 確かにご指摘のとおりだと思う。自治基本条例は、小学校3年生、4年生でも理解できる内容にしたいと思う。

- ・ 子供が理解できるようにするためにも、条例の策定段階で子供を参加させてはどうか。

さすがに、何もしないで、「子供が自発的に自治基本条例を読む」ということを期待するのは難しいと思う。

従って、子供の意見を聞くというよりは、学校の先生などに自治基本条例が教育現場でどのように活用できるかを聞いたほうがいいのではないかと考えている。(以上、部会長)

- ・それでは、これまでに出された意見、提案、課題などは部会長案の枠組みの中で整理し、全体会へ報告するというだけでよい。

一同異議なし

- ・憲法と条例はパラレル(平行)に考えてもいいと思っており、憲法は人権と統治機構の話で構成されているため、自治基本条例も同様にあるべきだと考えている。しかし、部会長案では市民権の話があまり強調されていない。もっと市民権を前面に出してはどうかと考えている。今のご提案はこの枠組みに入っている。市民が市のあり方を決定することは市民権だと理解できる。そして、この内容は部会長案の「すべての市民が市政に参加すること」に含まれている。(部会長)

- ・市政へのアクセス手段を求めていく根拠として市民権が位置付くと思うので、市民権のコンセプトは明確に出したほうが良いと思うがどうか。

市民権を理解している人はイメージできると思うが、市民や主権という言葉は一般的に分かりづらいものと思われる。従って、市民権という単語が使われている条文があると、分かりづらい条例になってしまうと思う。

市民に難解と思われるような単語を使うよりも、提案した枠組みのどこに市民権が位置付くかを議論したほうが良いと考えている。(部会長)

- ・行政が実施する施策の評価者として、市民を位置付けてはどうか。行政評価や情報共有が必要であるなどのテーマは、「現在の川口市における課題 すべての市民が市政に参加すること」に該当する提案であり、他にも思いつくものを挙げてほしい。(部会長)

- ・行政は、町会に対して拘束力がないと言いながら、一方では職員を町会相談員として送り込んだり、連合町会長会議を主催したりしている。こうしたことを考えると、やはり行政と町会の関わりは強いと言わざるを得ない。その意味では、自治基本条例の対象に町会が入ってくると思っ

ている。( 部会長 )

- ・教育問題や防災対策は大変重要であり、市民の関心も非常に高い。若者による殺人事件や川口の地盤の弱さなどを考えると、教育問題や防災対策も自治基本条例の題材になると思う。
- ・地域間格差に関しては、住民自治協議会を活用できればと思っている。
- ・個人的には「1 川口市の成り立ち、歴史、文化を書く」ということに関心がある。
- ・また、自治基本条例の必要性としては、よりよい川口をつくることを目指すためだと思っている。さらに、このまちに住んでいることが誇りに思えるまちづくりが必要だと考えている。
- ・それらを考えると、川口の未来を担う子供たちへの教育は大変重要となってくる。さらに、子供たちにはまちに対する愛着を持ってもらうことが必要で、そのためにも「1 川口市の成り立ち、歴史、文化を書く」ことは重要となる。
- ・なぜならば、私自身、親がサラリーマンだったためか、市には元々関心はなかった。しかし、川口の発展と歴史に接するうちに段々愛着がわいてきた。歴史を知ることによって、市に興味をわかせることができると思っている。
- ・川口に興味(関心)を持ったのは、子供を通じた地域の人々とのつながりや、子育て支援などの地域活動でのつながりからだった。従って、市民に関心を持ってもらうためには、信頼、つながり、参加、交流など、社会をうまく機能させる信頼関係が必要だと思っている。
- ・“井上ひさし”が憲法の子供向け解説書を書いており、子供がその本を読んでいる姿を見たことがある。自治基本条例も作り方によっては、子供に関心を持つこともあるだろう。また、学校の授業で自治基本条例を取りあげれば、子供たちから関心が高まってくるかもしれないと思っている。
- ・部会長案は、無関心な市民であっても、市に対する関心を呼び覚ますような提案であるとの印象を受けた。当部会のスタンスは、行政の専門家を対象としているのではなく、一般の市民の関心を呼び覚ますことを重視しているため、部会長案に賛成である。



- ・読みやすい条例ということであれば、条文の数は少ないほうが良いと思う。先行事例では、条文の数が30条40条あるのは当たり前で、さらに項や号まで設けられているので、構造が複雑で読む気が失せてしまう。
- ・子供でも読めるという提案に賛成で、さらに読みやすい文言であるほうが良いと思っている。色々な事柄は、条文化すると分かりづらくなる場合が多く、口語体に近い条文が望ましいのではと考えている。
- ・また、町会は、市民参加を考えたときに無視できない存在だと思っている。なぜならば、市民の7割近くが参加している団体は他にないからだ。そして、環境施策などの大きな施策の転換期には、町会を抜きには語れないと思っている。例えば、ゴミ捨て場の位置をどこにするかといった困難な問題には、町会が力を発揮してくれるからである。  
国政であればマスコミが国民に知らせてくれるが、市政の場合はマスコミは関与してくれない。市と市民の間をつなぐ媒介の1つが町会だと思う。その意味では、市政において町会は重要な存在だと思った。条例には「町会をバックアップすることは市の責務である」と、書く必要があるのかもしれないと考えている。(部会長)
- ・町会を辞めたいという人の理由には、年金生活で町会費が払えないというケースが増えているようだ。町会を重要だとするであれば、市がこうした人々の町会費を免除(補助)するなどの取り組みが必要ではないかと思う。
- ・災害の時に真っ先に機能するのは町会である。市民にとっては、市の災害対策室よりも町会の災害対策部のほうが身近である。従って、町会も市民の安心安全の役割を担っている。
- ・社会福祉協議会は、町会との関わりがあるが、マンションとの関わりがあまりなく住民を把握していないというのが現状である。地域住民の福祉という観点からは、課題があるのではないかと思う。
- ・マンション住民は、町会のあり方と市政をどのように考えて(捉えて)いるのか。(部会長)  
マンション住民は目的志向なので、市政に関心あっても町会には関心がないというのは、よくあることである。しかし、マンション住民も高齢化が進めば、自ずと防災や福祉において町会に頼るケースが多くなって

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>くるだろう。従って、マンション住民も今から町会に関心を持つ必要があると思っている。</p> <p>次回のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の部会では、全体会に向けた資料として、これまでの議論を今回の枠組みに沿って整理したものを用意し、この資料を基に議論したいと考えている。</li> <li>・また、小学校の社会科の先生に先行する自治基本条例を示して、教育現場でどのように使えるかなどの意見等を聞きたいと思っている。できれば、4月23日の部会でこれを行いたいと考えている。さらに、このヒアリングの内容は、今後の検討部会や編集委員会での議論に役立ててほしいと思っている。</li> <li>・23日には、編集委員会対策を色々と議論したいと思うがどうか。23日以降に編集委員会が開催されるのであれば、議論も意味があると思う。(部会長)</li> <li>・なお、次回は、編集委員会と広報・PIチームの参加するメンバーを決めることとする。</li> </ul> |
| 次回以降日程 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回は4月1日(火)18時半～</li> <li>・次々回は4月23日(水)18時半～</li> </ul>  |